

茨城県報

第5405号

昭和41年6月2日

木曜日

(明治35年3月17日)
(第三種郵便物認可)

目 次

規 則 (人事委員会)	ページ	●茨城県収入証紙売りさばき人の指定……………12 (公安委員会)
●職員の給与に関する規則の一部改正……………1		●交通信号機を設置し管理する場所の一部 改正……………12
告 示		●道路の通行禁止、制限その他の交通規制 の一部改正……………12
●民生委員の定数の一部改正……………3		●緊急自動車の指定……………17
●農業近代化資金利子補給金交付規程の一 部改正……………3		公 告
●青果物市場開設期間の更新……………3		●土地立ち入り測量(3件)……………17
●豚コレラ予防指定の一部改正……………4		●住宅地造成工事完了……………19
●豚丹毒予防注射の実施……………4		●宅地建物取引業者の免許……………19
●木材業者の登録(2件)……………4		●建築許可に関する聴聞(5件)……………20
●農地法に基づく計量単位表示の改正……………5		●自動車等運転者の行政処分に関する聴聞……………22
●農地法第11条による買収令書(4件)……………7		●風俗営業者の行政処分に関する聴聞……………23
●建築基準法に基づく道路の指定(8件)……………9		

規 則

(人 事 委 員 会)

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

昭和41年6月2日

茨城県人事委員会委員長 木 村 凡 夫

茨城県人事委員会規則第9号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則(昭和36年茨城県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第37条の2第2項第2号中「(人事院の行なう警察官採用上級試験に合格している者をもつてあてられるものに限る。)」を削る。

第55条の4第2項第2号中「(昭和24年法律第1号)」を削る。

別表第1の医療職給料表(コ)の1中「理療士、」を「マッサージ師、理学療法士、作業療法士、」に改める。

別表第2の5等級の標準職務の欄中「4等級」を「4等級まで」に改める。

別表第4の4等級の標準職務の欄中「1等級から3等級に含まれない職員の職の職務」を「1等

級から3等級までに含まれない職員の職務」に改める。

別表第7の3等級の標準職務の欄の1中「1等級から2等級」を「1等級および2等級」に改め、同表同欄の2中「(吏員に相当するものを含む。以下同じ。)」を削る。

別表第8の4等級の標準職務の欄中「3等級」を「3等級まで」に改める。

別表第9の4等級の標準職務の欄中「3等級」を「3等級まで」に改める。

別表第10の3等級の標準職務の欄中「1等級から2等級」を「1等級および2等級」に改める。

別表第20の2の一の(2)の次に次のように加える。

(2の2) 理学療法士及び作業療法士法による学校または理学療法士養成施設もしくは作業療

法士養成施設(いずれも新高卒を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。)の卒業者

別表第20の2の一の(3)中「あん摩師、はり師、きゆう師および柔道整復師法(以下「あん摩師法」という。)」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律(以下「あん摩マッサージ指圧師法」という。)」に改める。

別表第20の2の二の(1)中「あん摩師法」を「あん摩マッサージ指圧師法」に改め、「養成施設」の次に「(新中卒を入学資格とする5年制の学校または養成施設を含む。)」を加える。

別表第20の3の一の(1)中「あん摩師法」を「あん摩マッサージ指圧師法」に改める。

別表第22の備考第6項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 海員学校高等科の卒業者

別表第30の表中

あ ん 摩 師	旧中5卒	16,900	を
あん摩師、はり師、きゆう師お	短大卒	18,700	
よび柔道整復師	新高4卒	17,500	

あん摩マッサージ指圧師	旧中5卒	16,900	に改める。
あん摩マッサージ指圧師、はり	短大卒	18,700	
師、きゆう師および柔道整復師	新高4卒	17,500	
理学療法士および作業療法士	短大3卒	20,500	

別表第33の9の(3)および14の(6)中「理療士」を「マッサージ師」に改める。

付 則

この規則は公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

告 示

茨城県告示第643号

昭和37年2月21日茨城県告示第157号で告示した民生委員の定数の一部を次のように改正し、昭和41年4月1日から施行する。

昭和41年6月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

「水戸市186」を「水戸市188」に、「日立市214」を「日立市215」に、「取手町31」を「取手町32」に改める。

茨城県告示第644号

昭和36年12月29日茨城県告示第1252号で告示した農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を次のとおり改正する。

昭和41年6月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

第3条の表の種類の欄の3中「又は桑の植栽」を「桑又はアスパラガスの植栽又は育成」に、同表の種類の欄の4中「又は種豚の購入」を「若しくは種豚の購入又は牛若しくは種豚の育成」に、同表の利子補給率の欄の6中「年4分5厘」を「年4分」に、「年3分5厘」を「年3分」に

7 前各号に掲げるもののほか、農林大臣が特に必要と認めて指定する資金	そのつど定める
------------------------------------	---------

を

7 診療施設、農事放送施設、水道施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設資金	年1分
8 前各号に掲げるもののほか、農林大臣が特に必要と認めて指定する資金	そのつど定める

に改める。

茨城県告示第645号

茨城県青果物市場条例(昭和37年茨城県条例第69号)第7条の規定により、下記市場の開設期間の更新を許可したので同条例第16条の規定により公示する。

昭和41年6月2日

茨城県県北振興事務所長 岩 上 昌 夫

記

市場名	所在地	許可年月日	許可期間
岩瀬町営青果市場	西茨城郡岩瀬町大字岩瀬	昭和41年 4月30日	昭和41年6月5日から 昭和44年6月4日まで
丸協磯原青果市場	北茨城市仲郷町北浜974	〃	昭和41年6月2日から 昭和44年6月1日まで

茨城県告示第646号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づく豚コレラ予防のための指定(昭和36年茨城県告示第1008号)の一部を次のように改める。

昭和41年6月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 移入禁止区域中 栃木県下都賀郡、鹿沼市、河内郡を加える。

茨城県告示第647号

家畜伝染病予防法第6条の規定に基づき下記のとおり豚丹毒の予防注射を受けることを命ずる。

昭和41年6月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 実施の目的 豚丹毒の発生予防
- 2 実施する区域 水戸市、勝田市、那珂湊市、東茨城郡、笠間市、西茨城郡、常陸太田市、久慈郡金砂郷村、水府村、日立市、高萩市、北茨城市、多賀郡、竜ヶ崎市、稲敷郡、水海道市、結城郡石下町、筑波郡谷和原村、伊奈村、北相馬郡
- 3 実施の対象となる家畜の種類および範囲 豚
- 4 実施期日 昭和41年6月6日から12月28日まで
- 5 実施の方法 豚丹毒乾燥予防液による皮下注射
- 6 その他 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

茨城県告示第648号

茨城県木材業者等登録条例第5条第1項の規定により下記の者を木材業者等として登録したので、同条第3項の規定により公示する。

昭和41年6月2日

茨城県県北振興事務所長 岩 上 昌 夫

記

第1種業者登録

登 録 年月日	登 録 番 号	住 所 (所 在 地)	名 称	氏 名 (代表者) (氏 名)	営業所又は工場		業 種
					名 称	所 在 地	
昭和 41.5.25	北振 第12号	東茨城郡内原町 万蔵寺1749		梶田 虎雄		住所に同じ	素材生産業
"	" 第13号	水戸市竹隈町649	茨城梱包 株式会社	社長 坂場 魁介	前記に同じ	住所に同じ	卸, 小売業

第4種業者登録

登 録 年月日	登 録 番 号	住 所 (所 在 地)	名 称	氏 名 (代表者) (氏 名)	営業所又は工場		業 種
					名 称	所 在 地	
昭和 41.5.25	北振 第5号	東茨城郡美野里町 羽鳥2861-2	村 田 製材所	村田留五郎	前記に同じ	住所に同じ	素材生産, 製材業

茨城県告示第649号

茨城県木材業者等登録条例第5条第1項の規定により下記の者を木材業者等として登録したので、同条第3項の規定により公示する。

昭和41年6月2日

茨城県鹿行振興事務所長 黒 沢 猛 雄

記

第1種業者登録

登 録 年月日	登 録 番 号	住 所 (所 在 地)	名 称	氏 名 (代表者) (氏 名)	営業所又は工場		業 種
					名 称	所 在 地	
昭和 41.5.16	鹿振 第1号	鹿島郡鉾田町2962	鬼 沢 工務店	鬼沢 三郎	鬼沢工務店	住所に同じ	素材生産, 販売業

茨城県告示第650号

農地法第3条第2項第3号から第5号まで及び同法第6条第1項第2号の規定により、下記のとおり面積を定める。

なお、この面積は昭和41年4月1日から適用する。

昭和41年6月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

区 域	第3条第2項 第3号の面積	第3条第2項 第4号の面積	第3条第2項 第5号の面積	第6条第1項第2 号の小作地の面積
東茨城郡(御前山村の うち旧野口村, 長倉村 を除く)	370 ^a	440 ^a	30 ^a	110 ^a
東茨城郡(御前山村の うち旧野口村, 長倉村 の区域)	260	310	20	80
西 茨 城 郡	340	440	30	100
那 珂 郡	260	310	20	80
久 慈 郡	260	380	20	80
多 賀 郡	260	480	20	80
鹿 島 郡	370	480	30	110
行 方 郡	400	480	30	120
稲 敷 郡	450	480	30	130
新 治 郡	450	480	30	130
筑 波 郡	400	430	30	120
北 相 馬 郡	400	440	30	120
真 壁 郡	400	440	30	120
結 城 郡	370	400	30	110
猿 島 郡	340	380	30	100
水戸市(旧緑岡村, 上 大野村, 渡里村, 吉田 村, 酒門村, 山根村, 河和田村, 上中妻村, 飯富村を除く)	260	310	20	80
水戸市(旧緑岡村, 上 大野村, 渡里村, 吉田 村, 酒門村, 山根村, 河和田村, 上中妻村, 飯富村の区域)	370	440	30	110
日立市(多賀町, 久慈 町, 中里村, 東小沢村, 日高村, 坂本村, 豊浦 町を除く)	260	310	20	80

日立市(旧久慈町, 中里村, 坂本村, 東小沢村の区域)	260	380	20	80
日立市(旧多賀町, 豊浦町, 日高村の区域)	260	480	20	80
土浦市(旧朝日村, 荒川沖, 都和村, 上大津村を除く)	340	380	30	100
土浦市(旧朝日村, 荒川沖, 都和村, 上大津村の区域)	450	480	30	130
古 河 市	340	400	30	100
石 岡 市	450	480	30	130
下 館 市	400	440	30	120
結 城 市	370	400	30	110
竜 ケ 崎 市	450	480	30	130
那 珂 湊 市	260	310	20	80
下妻市(旧総上村, 豊加美村を除く)	400	440	30	120
下妻市(旧総上村, 豊加美村の区域)	370	400	30	110
常 陸 太 田 市	260	380	20	80
勝 田 市	260	310	20	80
高 萩 市	260	480	20	80
北 茨 城 市	260	480	20	80
笠 間 市	340	440	30	100

茨城県告示第651号

農地法第11条第2項の規定により, 次のとおり公示する。

昭和41年6月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 土地の表示, 所有者の住所氏名, 対価及び担保権の内容

(第三種郵便物認可)

土 地 の 表 示							担保権の内容			摘 要
郡市町村	大 字	字	地 番	地 目 登記簿	現況	面 積	対 価	種類	権利者の 住所氏名 又は名称	
那珂湊市		東塚原	707	畑	畑	287 ^{m²}	円 2,376	—	—	
〃		浅井内	1082	〃	〃	271 [〃]	〃 2,233	—	—	
			計			558 ^{m²}	円 4,609			

買収すべき土地の所有者住所氏名

東京都豊島区要町3丁目33番地 上 原 信 行、

登記名義人 那珂湊市450番地 菊 池 は る

2 買 収 期 日 昭和41年7月1日

3 対価の支払方法 農地法第12条の規定により供託する。

茨城県告示第652号

農地法第11条第2項の規定により、次のとおり公示する。

昭和41年6月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 土地の表示、所有者の住所氏名、対価及び担保権の内容

土 地 の 表 示							担保権の内容		摘 要	
郡市町村	大 字	字	地 番	地 目 登記簿 現況	面 積	対 価	種類	権利者の 住所氏名 又は名称		
筑波郡 豊里町	上 郷	宮東	8303～6	畑	畑	938 ^{m²}	円 408.38	—	—	持分 $\frac{3}{48}$

買収すべき土地の所有者住所氏名

埼玉県行田市大字荒木1997番地 長 谷 川 三 郎

登記名義人 筑波郡豊里町大字上郷 長 谷 川 ま ゐ

2 買 収 期 日 昭和41年7月1日

3 対価の支払方法 農地法第12条の規定により供託する。

茨城県告示第653号

農地法第11条第2項の規定により、次のとおり公示する。

昭和41年6月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 土地の表示、所有者の住所氏名、対価及び担保権の内容

(第三種郵便物認可)

土地の表示						対価	担保権の内容		摘要
郡市町村	大字	字	地番	地目 登記簿	現況		種類	権利者の 住所氏名 又は名称	
筑波郡 豊里町	上郷	宮東	8303-6	畑	畑	938 ^{m²}	円 1,633.50	—	持分 $\frac{12}{48}$

買収すべき土地の所有者住所氏名

栃木県鹿沼市上野町245番地

長谷川 よ う

登記名義人 筑波郡豊里町大字上郷

長谷川 ま ゐ

2 買収期日 昭和41年7月1日

3 対価の支払方法 農地法第12条の規定により供託する。

茨城県告示第654号

農地法第11条第2項の規定により、次のとおり公示する。

昭和41年6月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 土地の表示、所有者の住所氏名、対価及び担保権の内容

土地の表示						対価	担保権の内容		摘要
郡市町村	大字	字	地番	地目 登記簿	現況		種類	権利者の 住所氏名 又は名称	
下妻市	二本紀	行田	521	畑	畑	528 ^{m²}	円 4,818	—	—

買収すべき土地の所有者住所氏名

東京都品川区北品川3丁目248番地

野 口 泰 道

2 買収期日 昭和41年7月1日

3 対価の支払方法 農地法第12条の規定により供託する。

茨城県告示第655号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年6月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年6月2日

指 定 の 位 置 水戸市新原町3076の102

道路の幅員及び長さ 幅員 4 m

延長 73.82m

茨城県告示第656号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年6月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年6月2日
指 定 の 位 置 勝田市大字津田字西山2146
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 77m

茨城県告示第657号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年6月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年6月2日
指 定 の 位 置 高萩市大字高萩字三ツ塚255
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 184.2m

茨城県告示第658号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年6月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年6月2日
指 定 の 位 置 土浦市大字常名字新郭4334～3, 4, 6, 7, 12, 13, 15, 16, 21, 22,
24, 25, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35,
36, 37, 40, 41, 48, 49
道路の幅員及び長さ 幅員 4 m
延長 212.65m

茨城県告示第659号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年6月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年6月2日

指 定 の 位 置 日立市滑川町字台2838—32, 2838—25

道路の幅員及び長さ 幅員 4 m

延長 29m

茨城県告示第660号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年6月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年6月2日

指 定 の 位 置 日立市成沢町字山田1726

道路の幅員及び長さ 幅員 4 m

延長 56.22m

茨城県告示第661号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年6月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年6月2日

指 定 の 位 置 日立市大久保町字滝の内1601

道路の幅員及び長さ 幅員 4 m

延長 34.5m

茨城県告示第662号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和41年6月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

指 定 年 月 日 昭和41年 6 月 2 日

指 定 の 位 置 日立市成沢町山の神1629—1, 1628—2, 1628—1, 1629—3, 1629—2,
 1629—4, 1629—5, 1632, 1631, 1633, 1630—1,
 1630—3, 1634, 1635—3, 1635—2, 1636—3
 “ “ 字桐木沢1636, 1603—1, 1610—1, 1610—2, 1609—1,
 1608, 1607

道路の幅員及び長さ 幅員 4 m 6 m 8 m
 延長 962.2m 1,317.9m 500.5m

茨城県告示第663号

茨城県証紙条例第 5 条第 1 項に規定する茨城県収入証紙売りさばき人に下記の者を指定した。

昭和41年 6 月 2 日

茨城県土浦県税事務所長 和 田 達 雄

記

指 定 年 月 日	指令番号	住 所	売 り ざばき所	氏 名	生年月日	摘 要
昭和 41. 5. 23	土税指令 第 1 号	土浦市大字中 1400番地	住所に同 じ	株式会社 土浦自動車学校 代表取締役 大 藪 長 治	大正 2. 3. 23	新 規

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第 7 号

交通信号機を設置し管理する場所 (昭和36年茨城県公安委員会告示第 7 号) の一部を次のように
 改正する。

昭和41年 6 月 2 日

茨城県公安委員会委員長 木 村 一 郎

公安委員会が設置を委任し管理する場所の部中第57号の次に次の 2 号を加える。

58	水戸市奈良屋町215番地先	6 号 国 道 陸 橋 下 交 差 点	水 戸
59	高萩市本町 2 丁目 61 番地先	県 道 本 町 2 丁 目 交 差 点	高 萩

茨城県公安委員会告示第 8 号

道路の通行の禁止, 制限その他の交通規制 (昭和36年茨城県公安委員会告示第 5 号) の一部を次
 のように改正し, 昭和41年 6 月 2 日から施行する。

昭和41年 6 月 2 日

茨城県公安委員会委員長 木 村 一 郎

踏切道の通行の禁止, 制限の部1 常磐線の項中

6	竜ヶ崎市佐貫町216	K M 46,486	第一江川	市道	自動車(二輪車及び小型 特殊自動車を除く。)	竜ヶ崎
---	------------	---------------	------	----	---------------------------	-----

を

6	削 除					
---	-----	--	--	--	--	--

に,

29	新治郡八郷町東成井 2,833	88,566	第一新宅	町道	自動車(二輪車及び小型 特殊自動車を除く。)	石 岡
----	--------------------	--------	------	----	---------------------------	-----

を

29	削 除					
----	-----	--	--	--	--	--

に,

38	西茨城郡友部町小原 2,051	100,643	第一小原	町道	自動車(二輪車及び小型 特殊自動車を除く。)	笠 間
39	" " " 1,981	100,724	第二小原	"	自動車(軽自動車, 二輪 車及び小型特殊自動車を 除く。)	"
40	" " " 1,964	下り線 100,849 上り線 100,866	第三小原	"	自動車(二輪車及び小型 特殊自動車を除く。)	"
41	" " " 1,721	下り線 101,198 上り線 101,207	宿 舎 前	"	"	"

を

38	削 除					
39	"					
40	"					
41	"					

に,

45	水戸市大塚町148	106,758	銀 杏 川	市道	自動車(二輪車及び小型 特殊自動車を除く。)	水 戸
----	-----------	---------	-------	----	---------------------------	-----

を

45	削 除					
----	-----	--	--	--	--	--

に,

52	勝田市東石川町内郷 2,138の2	122,219	電車庫前	市道	全 車 両	勝 田
53	〃 〃 下屋 敷3,064一八の2	123,469	吉 一	〃	自動車(二輪車及び小型 特殊自動車を除く。)	〃

を

52	削 除
53	〃

に,

63	日立市森山町泉前 810	138,345	筑 前 前	市道	自動車(軽自動車, 二輪 車及び小型特殊自動車を 除く。)	日 立
----	-----------------	---------	-------	----	-------------------------------------	-----

を

63	削 除
----	-----

に,

67	日立市金沢町屋代前 1,823の1	140,934	第3金沢	市道	自動車(二輪車を除く。)	日 立
----	----------------------	---------	------	----	--------------	-----

を

67	削 除
----	-----

に,

75	日立市田尻町立下 935の2	151,452	田 尻	市道	自動車(二輪車及び小型 特殊自動車を除く。)	日 立
----	-------------------	---------	-----	----	---------------------------	-----

を

75	削 除
----	-----

に,

93	北茨城市関南町神岡 上	176,389	神岡中心	市道	自動車(軽自動車, 二輪 車及び小型特殊自動車を 除く。)	高 萩
94	〃	176,587	学 校 前	〃	自動車(二輪車及び小型 特殊自動車を除く。)	〃

を

93	削 除
94	〃

に改める。

同部3 水戸線の項中

5	下館市飯島下原 708の2	11,965	布川市道	大型自動車	下館
---	------------------	--------	------	-------	----

を

5	削除
---	----

に、

9	下館市直井湯袋 225の2	18,108	直井里道	自動車(二輪車, 小型特殊自動車を除く。)	下館
---	------------------	--------	------	-----------------------	----

を

9	削除
---	----

に、

11	真壁郡協和町三郷徳 永前812の2	22,844	北原里道	自動車(二輪車を除く。)	下館
----	----------------------	--------	------	--------------	----

を

11	削除
----	----

に、

14	真壁郡大和村大国王 桜山1, 120	25,680	高森里道	自動車(二輪車を除く。)	真壁
15	〃 〃 〃 稲荷山115の2	26,019	長方南	〃 自動車(軽自動車, 二輪車及び小型特殊自動車を除く。)	〃
16	西茨城郡岩瀬町上城 一町三反173の2	31,460	橋本町道	自動車(二輪車, 小型特殊自動車を除く。)	笠間

を

14	削除
15	〃
16	〃

に改める。

同部5 水郡線の項中

6	那珂郡那珂町大字中 台字南次男分	5,068	割山町道	自動車(二輪車, 小型特殊自動車を除く。)	菅谷
7	〃 〃 〃 字北次男	5,355	五台	〃	〃

8	〃	5,468	小学校道	〃	〃	〃
9	〃	5,571	田 向	〃	〃	〃
10	〃	5,629	茨学 城前 園	〃	〃	〃

を

6	削 除
7	〃
8	〃
9	〃
10	〃

に、

16	那珂郡那珂町大字中 台字下宿西	8,764	住 宅 道	町道	自動車(二輪車, 小型特 殊自動車を除く。)	菅 谷
17	〃 〃 〃 字稔橋	9,423	中 宿	〃	大型自動車	〃
18	〃 〃 〃 字北新地	9,595	第二福田	〃	自動車(二輪車, 小型特 殊自動車を除く。)	〃
19	〃 〃 〃 字権現宮	9,779	上 宿	〃	〃	〃
20	〃 〃 〃 字鷺内向平	10,759	伊 勢 又	〃	〃	〃

を

16	那珂郡那珂町大字菅 谷字下宿西	8,764	住 宅 道	町道	自動車(二輪車, 小型特 殊自動車を除く。)	菅 谷
17	〃 〃 〃 字稔橋	9,423	中 宿	〃	大型自動車	〃
18	〃 〃 〃 字北新地	9,595	第二福田	〃	自動車(二輪車, 小型特 殊自動車を除く。)	〃
19	〃 〃 〃 字権現宮	9,779	上 宿	〃	〃	〃
20	〃 〃 〃 字鷺内向平	10,759	伊 勢 又	〃	〃	〃

に、

37	那珂郡大宮町大字八 田字喜久	29,043	東野4号	町道	自動車(二輪車, 小型特 殊自動車を除く。)	大 宮
----	-------------------	--------	------	----	---------------------------	-----

を

37	削除
----	----

に、

54	久慈郡大子町大字下野宮字生内家	62,284	第1生内家	町道	自動車(二輪車を除く。)	大子
----	-----------------	--------	-------	----	--------------	----

を

54	削除
----	----

に改める。

茨城県公安委員会告示第9号

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項の規定により、次のとおり緊急自動車を指定する。

昭和41年6月2日

茨城県公安委員会委員長 木村一郎

指令番号	自動車の登録番号	車種及び年式	用途別	所有者又は管理者
10	茨8た 558	プリンス 41年式	交通事故処理 用	水戸市三の丸1の5の38 茨城県警察本部長
12	茨8ち 33	いすゞ 41年式	出動用	〃
18	茨8た 24—53	ニッサン ジュニャー 41年式	〃	〃
20	茨8た 24—52	〃	〃	〃

公 告

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、次のとおり公告する。

昭和41年6月2日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 起業者の名称 茨城県
- 2 事業の種類 一般県道諸沢西金停車場線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
久慈郡大子町大字西金字中平、アタ峯、ヒシヤメキ
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和41年6月3日から

(第三種郵便物認可)

昭和41年11月30日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、次のとおり公告する。

昭和41年6月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 主要地方道日立大子線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
久慈郡大子町大字袋田字町、森の上、堀切、日向道
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和41年6月3日から
昭和41年11月30日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第2項の規定により次のとおり立ち入りを許可した。

昭和41年6月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 東京電力株式会社
- 2 事業の種類 送電線凑線増強工事(特別高圧送電線60KV)
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
水戸市青柳町字道下、四ノ割、八木谷
勝田市大字津田字西佐峨、佐峨、武鉢、西石田、石田、松葉、長町
〃 大字枝川字早戸川、上谷原、中谷原、下谷原、重作、さんざ町、梶作、道メキ
〃 大字勝倉字上谷原、中谷原、下谷原、稲荷前、八沢、火山作、曲田、横田、反町、
沼田、富士下、沼端、八反田、火の尻、桶田
〃 大字武田字境町、御手洗下、中町、海道幡、鮑方、向山
〃 大字金上字前谷、新田
〃 大字三反田字上瀬、上瀬芦山、根本前、坪、南八幡、内八幡、宮下
那珂湊市大字三反田字宮下、道里山
〃 大字柳沢字運洞坂、寺脇、杉ノ木下、前入間、十二所、枯代、山崎、野木輪、巾北
〃 大字湊字堀川、田中後、島巡り
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和41年6月10日から
昭和41年12月31日まで

●住宅地造成工事完了について

住宅地造成事業に関する法律施行規則第18条の規定にもとづき次の地域の工事が昭和41年5月23日に完了したことを公告する。

昭和41年6月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 工事を完了した施行地区又は工区に含まれる地域の名称

古河市大字新久田字ククヤ131番の1

〃 132番

〃 138番

〃 140番

古河市大字新久田字ククヤ台134番

〃 141番

〃 170番の1

〃 170番の6

〃 180番の1

2 事業主の住所および氏名

古河市大字古河5386番地の1

財団法人 古河市住宅公社

理事長 須 藤 英 一 郎

●宅地建物取引業者の免許について

宅地建物取引業法第3条の規定にもとづき、次の者を宅地建物取引業者として免許した。

昭和41年6月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

免許番号及び 年 月 日	商号又は名称	申請人氏名	取引主任者氏名	主たる事務所の所在地
41. 5. 25	日立宅地開発株式会社	石 川 信太郎	石 川 信太郎	日立市宮田町1-2-16
190	高 木 不 動 産	高 木 ミサヲ	高 木 ミサヲ	古河市大字古河847の7
191	笹 沼 〃	笹 沼 四 郎	笹 沼 四 郎	水戸市砂久保町4994
192	坪 商 事	坪 源次郎	坪 源次郎	〃 大塚町1114
193	財団法人 高萩市住宅公社	安 村 篤	遠 藤 幸 男	高萩市本町1丁目100番地
194	株式会社 ミスホ商事	沼 田 稔 男	大久保 伝兵衛	北相馬郡取手町白山前 1-12班
195	永 瀬 商 事 部 不 動 産	永 瀬 博	永 瀬 博	水戸市南町2-3-5
196	財団法人 日立市住宅公社	万 田 五 郎	和 田 忠	日立市助川町1-1-1
197	鹿 取 商 事 株 式 会 社	前 田 清	前 田 清	鹿島郡鹿島町宮中1913

198 41. 5. 25	矢 島 組	中 島 義 雄	中 島 義 雄	水戸市南町2-2-34
199 〃	常陽観光開発 株式会社	鈴 木 一 郎	鈴 木 一 郎	竜ヶ崎市佐貫町496
200 〃	水 戸 不 動 産	菊 池 憲一郎	菊 池 憲一郎	水戸市並松町1440
201 〃	茨城不動産 株式会社	風 戸 元 愛	小 林 友二郎	〃 三の丸1-5-15
202 〃	第 一 〃	中 村 茂 理	中 村 茂 理	古河市大字東241の1
203 〃	常 盤 商 事 不 動 産 部	土 肥 繁	土 肥 繁	水戸市天王町919
204 〃	日立信託不動産	佐 藤 喜 七	佐 藤 喜 七	日立市神峯町3-7-7
205 〃	国際土地開発 株式会社	松 本 卓 美	松 本 卓 美	稲敷郡阿見町大字荒川沖 1503の2
206 〃	大 洗 開 発 株 式 会 社	大 貫 熊 雄	菅 谷 兵 七	東茨城郡大洗町磯浜町881
207 〃	日 立 土 地 開 発	千 島 鶴 吉	千 島 鶴 吉	日立市弁天町1-4-5

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき、下記のとおり聴聞を行ないます。

昭和41年6月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

聴 聞 期 日 昭和41年6月9日午前11時

聴 聞 場 所 日立市河原子泉町2387

聴 聞 事 項 住居地域内において下記の建築物の許可に関すること。

厚さ0.5mm以上の金属板のつち打加工(工場の増築)

申請者住所氏名 日立市河原子泉町2387

小 泉 正

建築物構造規模 鉄骨造2階建スレート葺119 m^2 増築 既存59.5 m^2

原動機4HP既設

建築物の位置 日立市河原子町2387

敷 地 面 積 198 m^2

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき、下記のとおり聴聞を行ないます。

昭和41年6月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

聴 聞 期 日 昭和41年6月10日 午後2時

聴 聞 場 所 水戸市柵町4丁目19

(第三種郵便物認可)

聴 聞 事 項 商業地域内において下記の建築物の許可に関すること。
原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が $150m^2$ をこえるもの (製粉工場の増築)

申請者住所氏名 水戸市柵町 4 丁目 19 助 川 藤 介

建築物構造規模 鉄骨造 3 階建スレート葺 $340.5m^2$ 増築 既存 $495.9m^2$
原動機 22HP 増設 27.5HP 既設

建築物の位置 水戸市柵町 4 丁目 19

敷 地 面 積 $943.8m^2$

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき、下記のとおり聴聞を行ないます。

昭和41年 6 月 2 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

聴 聞 期 日 昭和41年 6 月 16 日 午前 11 時

聴 聞 場 所 土浦市東大町 3294

聴 聞 事 項 住居地域内において下記の建築物の許可に関すること。
床面積の合計が $50m^2$ をこえる自動車車庫の新築

申請者住所氏名 土浦市匂町 3114 大 浦 徳太郎

建築物構造規模 鉄骨造平家建スレート葺 $442.2m^2$ 新築

建築物の位置 土浦市東大町 3294

敷 地 面 積 $828.96m^2$

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき、下記のとおり聴聞を行ないます。

昭和41年 6 月 2 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

聴 聞 期 日 昭和41年 6 月 9 日 午後 2 時

聴 聞 場 所 日立市久慈町 3470—2

聴 聞 事 項 住居地域内において下記の建築物の許可に関すること。
原動機を使用する金属のプレス (プレス工場の新築)

申請者住所氏名 日立市久慈町 1133 根 本 権兵衛

建築物構造規模 鉄骨造平家建スレート葺 $50m^2$ 新築
原動機 15HP 新設

建築物の位置 日立市久慈町3470—2

敷地面積 $117m^2$

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき、下記のとおり聴聞を行ないます。

昭和41年6月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

聴聞期日 昭和41年6月17日 午後2時

聴聞場所 水戸市見和町字西原663

聴聞事項 住居地域内において下記の建築物の許可に関すること。

倉庫業を営む倉庫の新築

申請者住所氏名 水戸市赤塚町字高天原1533

茨城倉庫株式会社 小野瀬 忠兵衛

建築物構造規模 鉄骨造平家建鉄板葺 $1,958.81m^2$ 新築

建築物の位置 水戸市見和町字西原663

敷地面積 $5,196.66m^2$

●自動車等運転者の行政処分に関する聴聞

道路交通法第104条の規定による自動車等運転者行政処分に関する聴聞を次のとおり行ないます。

昭和41年6月2日

茨城県公安委員会 委員長 木 村 一 郎

1 期 日 昭和41年6月9日

2 場 所 茨城県警察本部公安委員会室

3 住所氏名

鹿島郡波崎町9208 飯 塚 実

〃 〃 9331 篠 塚 喜 平

〃 鹿島町宮中2459 君 和 田 政 夫

猿島郡総和村大字高野1196 塩 田 喬 雄

筑波郡谷田部町大字谷田部4692 鶴 岡 八 太 郎

〃 大穂町大字長高野463 飯 塚 一 夫

真壁郡真壁町大字真壁151 吉 原 保

下館市大字茂田1327 篠 崎 英 雄

北相馬郡取手町大字井野1387 浦 野 和 郎

北茨城市関本町関本上601 神 永 元 良

高萩市安良川 1	椎 名 修
行方郡潮来町大字潮来	成 井 好 文
土浦市桜川町3974	土 屋 守
〃 蓮河原4181	額 賀 武 士
稲敷郡阿見町大字島津4285の1	菅 谷 義 男
〃 東村大字東大沼242	福 山 正
日立市宮田町1698	鈴 木 孝 征
〃 桜川町 3 丁目15〜17	辻 雅 栄
〃 下深萩町1446	大 部 力 栄
新治郡千代田村大字清水番地不詳	小 川 優
〃 〃 大字下佐谷959	安 田 明
石岡市大字石岡22	石 崎 武 司
勝田市津田1666	福 田 房 三
水戸市元山町 3 区5980	大 串 道 徳
〃 鉄砲町1170 佐藤方	萩 谷 幸 一
〃 笠原町1531	鈴 木 忠 男

●風俗営業者の行政処分に関する聴聞

風俗営業等取締法第 4 条の規定により風俗営業者の行政処分に関する聴聞を次のとおり行ないます。

昭和41年 6 月 2 日

茨城県公安委員会 委員長 木 村 一 郎

- | | | | |
|--------|----------------|-----------|--|
| 1 聴聞期日 | 昭和41年 6 月 9 日 | | |
| 2 聴聞場所 | 茨城県警察本部 | | |
| 3 被聴聞者 | 水海道市宝町281番地 | 井 筒 茂 | |
| | 結城市大字結城392番地 | 山 口 ヒ デ | |
| | 〃 〃 235番地 | 小 松 田 由 松 | |
| | 行方郡玉造町甲112番地の1 | 宮 崎 政 夫 | |

◀ 県政の総覧へ 県民の六法 ▶

◇ 茨 城 県 報 ◇

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知ってもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県印刷所あてお申し込み下さい。購読料は、昭和40年5月1日から送料とも1ヵ月150円であります。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）金 1 5 0 円

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人
発行所 茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所